

長崎市子育て短期支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由又は仕事等の事由により家庭における児童の養育が一時的に困難となったとき、児童福祉施設においてその児童の養育等を行う長崎市子育て短期支援事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めることにより、もってこれらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 事業の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 保護者の社会的な事由（疾病、育児疲れ、育児不安、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等をいう。）により家庭における児童の養育が一時的に困難となったときに、その児童を児童福祉施設において養育する事業
- (2) 夜間養護（トワイライトステイ）事業 児童を養育している家庭の保護者が、仕事等の事由によってその保護者の帰宅が夜間にわたる場合、児童に対する生活指導や家事の面等で困難を生じているときに、その児童を児童福祉施設に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行う事業

(利用期間)

第3条 事業の利用期間は、次のとおりとする。

- (1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 7日以内。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、必要最小限の範囲内で延長することができるものとする。
- (2) 夜間養護（トワイライトステイ）事業 市長が適当と認める期間

(実施施設)

第4条 事業を実施する児童福祉施設（以下「施設」という。）は、次に定めるものうち、市長が指定する施設とする。

- (1) 保育所等の通所施設
- (2) 児童養護施設、乳児院等の入所施設

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする児童の保護者は、子育て短期支援事業申請書（第1号様式）により市長へ申請するものとする。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、事業の利用を適当と認めるときは、当該申請を行った保護者に子育て短期支援事業決定通知書（第2号様式）を交付するものとする。

(保護者の負担)

第7条 事業を利用した児童の保護者は、別表に定める保護者負担額を施設を運営する法人へ支払うものとする。

(事業の委託)

第8条 市長は、第4条の規定により指定した施設にあつては、施設を運営する法人へ事業の実施を委託するものとする。

(報告)

第9条 施設の長は、当該事業が終了したときは、子育て短期支援事業実績報告書（第3号様式）を市長へ提出するものとする。

(委託料の支払)

第10条 市長は、別表に定める市負担額に前条の規定により報告があった利用日数及び利用人数を乗じた額のうち適当と認める額を、当該事業を委託した法人に支払うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成7年7月20日長崎市告示第211号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日長崎市告示第135号）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年7月30日長崎市告示第285号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成10年度の委託料から適用する。

附 則（平成12年1月28日長崎市告示第29号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成11年度の委託料から適用する。

附 則（平成13年2月21日長崎市告示第50号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成12年度の委託料から適用する。

附 則（平成14年12月20日長崎市告示第549号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成14年度の委託料から適用する。

附 則（平成16年3月31日長崎市告示第148号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日長崎市告示第178号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日長崎市告示第237号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月18日長崎市告示第551号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年3月24日長崎市告示第150号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年1月14日長崎市告示第10号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日長崎市告示第212号）

別表（第7条及び第10条関係）

（1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

| 区 分 | | | 1日あたりの費用 | 費 用 負 担 | |
|----------------------|------|-------------|-------------|---------|-------------|
| | | | | 保護者負担額 | 市負担額 |
| 生活保護世帯及び 支援給付受給世帯 | 通所施設 | 1歳未満 の児童 | 円 22,000 | 円 0 | 円 22,000 |
| | | 2歳未満 の児童 | 10,700 | 0 | 10,700 |
| | 入所施設 | 2歳以上 の児童 | 5,500 | 0 | 5,500 |
| 市町村民税 非課税世帯等 | 通所施設 | 1歳未満 の児童 | 22,000 | 1,100 | 20,900 |
| | | 2歳未満 の児童 | 10,700 | 1,100 | 9,600 |
| | 入所施設 | 2歳以上 の児童 | 5,500 | 1,000 | 4,500 |
| 一般世帯 | 通所施設 | 1歳未満 の児童 | 22,000 | 5,350 | 16,650 |
| | | 2歳未満 の児童 | 10,700 | 5,350 | 5,350 |
| | 入所施設 | 2歳以上 の児童 | 5,500 | 2,750 | 2,750 |

（2）夜間養護（トワイライトステイ）事業

| 区 分 | | 1日あたりの費用 | 費 用 負 担 | |
|------------------|--|------------|---------|------------|
| | | | 保護者負担額 | 市負担額 |
| 生活保護世帯及び支援給付受給世帯 | | 円 1,500 | 円 0 | 円 1,500 |
| 市町村民税非課税世帯等 | | 1,500 | 300 | 1,200 |
| 一般世帯 | | 1,500 | 750 | 750 |

備考

- 生活保護世帯には、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及び同項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯で、市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。
- 「支援給付受給世帯」とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯をいいます。
- 市町村民税非課税世帯等とは、市町村民税非課税世帯並びに父子家庭、母子家庭及び養育者家庭をいう。ただし、生活保護世帯として取り扱われる世帯を除く。
- 保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号の規定に該当する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する場合は、その申請に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する寡婦又は同条第12号に規定する寡夫であるとみなし、地方税法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号又は同条第3項及び第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る）の規定の例により市町村民税を算定して得られる課税額に基づいた世帯区分を適用する。

子育て短期支援事業申請書

年 月 日

（あて先）
長崎市長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____
（電話 _____）

子育て短期支援事業を利用したいので、長崎市子育て短期支援事業実施要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

（事業の種類 短期入所生活援助（ショートステイ）事業・夜間養護（トワイライトステイ）事業）

| | | | | | | |
|-----------------------------------|--|-----|-------------------|--------------|-----|-----------|
| フリガナ 児童氏名 | | 男 女 | 生年月日 (就園・就学状況) | 年 月 日 () | | |
| 保護者以外 の緊急 連絡先 | 氏名 (続柄) | | | | | |
| | 住所 電話 | | | | | |
| 家庭の状況 | | | 被保険者 記号・番号 | | | |
| みなし寡婦（寡夫）控除の適用 (※未婚のひとり親である場合) | | | 希望する ・ 希望しない | | | |
| 同意事項 | (1) 費用負担の決定に必要があるときは、次の世帯員の税に関する情報、児童扶養手当に関する情報、戸籍及び住民基本台帳について調査すること。 (2) 施設での養育の実施に必要なため子育て短期支援事業申請書（第1号様式）の写し、子育て短期支援事業決定通知書（第2号様式）の写し、生活保護受給者証又は中国残留邦人等に対する支援給付制度による本人確認証若しくは健康保険証の写しを実施施設に提供すること。 | | | | | |
| 世帯の 状況 | 氏 名 | 続柄 | 生年月日 | 個人番号 | 同意欄 | 備 考（勤務先等） |
| | | | | | ㊦ | |
| | | | | | ㊦ | |
| | | | | | ㊦ | |
| 児 童 の 健康状態 | 健康状態 () アレルギー (有「 」・ 無) 服 薬 (有「 」・ 無) その他特記事項 () | | | | | |
| 利用予定 期 間 | 年 月 日 時 ~ 年 月 日 時 (日間) | | | | | |
| 利用を希望 する理由 | | | | | | |

子育て短期支援事業決定通知書

年 月 日

様

長崎市長

印

年 月 日付で申請がありました子育て短期支援事業の利用については、
次のとおり決定しましたので通知します。

1. 利用者氏名

（児童名）

（保護者名）

2. 事業の種類

（ 短期入所生活援助（ショートステイ）事業・夜間養護（トワイライトステイ）事業 ）

3. 利用期間

年 月 日～ 年 月 日まで（ 日間）

4. 利用施設名

5. 保護者負担額

1日につき _____ 円

子育て短期支援事業実績報告書

年 月 日

（あて先）
長崎市 長

実施施設の長

印

長崎市子育て短期支援事業実施要綱第9条の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業の種類

（ 短期入所生活援助（ショートステイ）事業・夜間養護（トワイライトステイ）事業 ）

| | | | | |
|------|---|--------|---------|---|
| 保護者 | 氏名 | | | |
| | 住所 | | | |
| 児童氏名 | （男・女） 年 月 日生（ 歳） | | | |
| 養育期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日（ 日間） | | | |
| 世帯区分 | 生活保護世帯及び ・ 市町村民税非課税世帯等 ・ 一般世帯 支援給付受給世帯 | | | |
| 年齢区分 | 2歳以上の児童 ・ 2歳未満の児童 | | | |
| 事業費用 | 保護者から徴収した額 | 保護者負担額 | 円 × 日 = | 円 |
| | 委託料請求額 | 市負担額 | 円 × 日 = | 円 |
| | 合計 | | 円 × 日 = | 円 |
| 備考 | | | | |

備考 「支援給付受給世帯」とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯をいいます。